

正派遣法に基づくマージン率等の公開

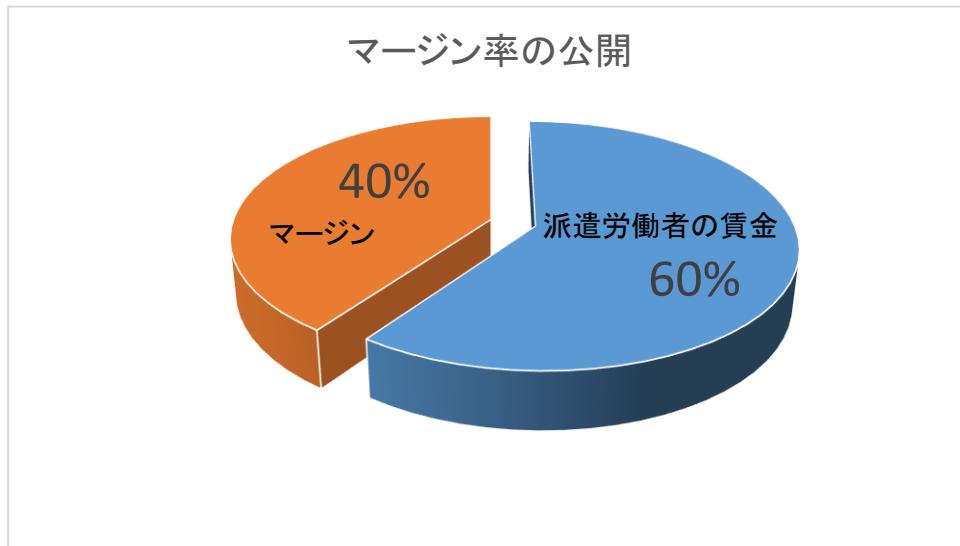
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成24年10月1日の『改正労働者派遣法』の施行により、派遣元事業主(弊社)による『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』の公開が規定されました。従って弊社における情報提供項目を公開致します。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣労働者の賃金の平均額} + \text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)



マージン率に含まれるもの

- ・社会保険料:雇用主負担の労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険
- ・福利厚生費:派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断費用・作業道具費
- ・教育研修費:資格取得費
- ・派遣元経費:営業担当者等の人物費、オフィス賃借料、募集広告費、光熱費、通信費等
- ・営業利益

| | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 派遣労働者の数 | 3名 |
| 派遣先事業所件数 | 3社 |
| マージン率 | 40% |
| 1日(8時間あたり)の労働者派遣料金の平均額 | 32,232円 |
| 1日(8時間あたり)の派遣労働者の平均賃金額 | 19,352円 |
| 教育訓練に関する事項 | マナー研修、コンプライアンス研修 情報セキュリティ研修、OJT研修等 |

ルネッサンスルパン株式会社
代表取締役 中島 利晃